有人一言夕話

三

百人一首飛登與我丹 上巻之三

目録

素性法師 歌譯

素性良因院に住す話

文屋康秀 歌譯

康秀の名聞文林に書話

大江千里 歌譯

大江音人博覧の名ある人の話

百二十首句題の歌の話

菅家 歌譯

吾帝寒夜に衣服脱の話

菅公佛法祖の話

宇多法皇宮の御所遊覧の話

千里文学ありて、和歌に優れし話

千里弟千古に勝れ給の歌の話

時平公国経の北方所に〻〻話

菅公大江両家の話

日公詠くに射たる話
菅公類聚国史を探りたる話
菅公五十賀ふ帝より沈金硯を賜はる話
両皇菅公を寵したる話
菅公左遷の宣旨下る話
太宰府にて詩歌の話
安楽寺に墓所を定むる話
時平公薨せる話
菅公の霊北野に祭る話
西の京のあやこう話
河内梨仁俊歌の話
飛梅の話

菅公の所毋詠歌の話
唐の裴文籍菅公の詩を賞する話
菅公時平と共に幼主を輔佐する話
時平菅公を譖せる話
菅公亭子院に歌を奉る話
菅公薨去の話
都に雷鳴の災ある話
菅公河本住に葬る話
天満宮の廟号賜はる話
待賢門院の御願衣服ぬする話
西七条銅細工の話
太宰府祭礼の話

大江匡房の作文神感ありし話
太宰府にて鬼取の話
菅公櫻の所歌の話
聖廟の話
三條右大臣 歌譯
貞信公 歌譯
相者皇子大臣に相する話
忠平東に好みたる話
宗像神忠平の夢に見る話
中納言兼輔 歌譯
中納言の話
小弓朝臣 歌譯

太宰府の所に連歌の話
安楽寺景致の話
重衡の詠歌の話

忠平南殿の鬼に逢たる話
花山院築地に瞿麦を植る話

九河内躬恒　歌譯
月詣でしし人の話
貫之躬恒勝劣の話
壬生忠岑　歌譯
忠岑貫之の問ひ合せる話
坂上是則　歌譯
朝開朝朗の話
春道列樹　歌譯
志賀の山越の話
紀友則　歌譯
藤原興風　歌譯
濱成式天書の話
大堰川行幸の時の歌の話
御厨子女の話
忠岑禁忌の詞躬恒と難せらる話
是則鞠と達せる話

物の名云利と云
又清和天皇の二
て、石山詣の時
又雲林院に住て
律師に任せる
又石上の良因院に住
す一説に俗名を信
時に僧
正遍昭のよし

素性法師の
今もむかしの
長月の有あけの月と
なりにけるかな

古今集恋四に歌のこゝろは彼人に逢て
今のまゝにあんといひをこせたりける九月頃の
長き夜にまてども其人はこずして在明の月と
出るまで在明の月は廿日ゝ過の月

て夜ふけゝれば遠く出る月を
在明といふなり

素性法師の話

良峰宗貞出家して遍昭と名付ける
て遍昭と云る在俗の時の名は監物
云利と云る
名は素性と付ける素性は雲林院に住
大和國石上の良因院の住持となる
法皇の御所遊覧の時素性法師の良因院に住せしを
召出て遍昭の法師に成られを素性と云あり馬

道の程はてまゐり進りなれば甚よろこばせ給ひて女性を
笠なぬき鞭とあげく所らの案内とやらん進りて甚はなはだしの俗
今日供奉の者も皆倫人にてもうて女性の呼名なれば假よ俗名
へとて彼住せし良因院のみ子まうて良因の釣殿にまこせて
まうさて其日暮よりれとそもの歌の右ねの山荘よ一夜やしませし
きの集夜は皇の作よ良禅はハ和歌の名士なれと先和歌とよ
旅のんなれなるあらぶとよくまこて素性よ歌をとひ
性のふるまよくは皇子の歌所よおりまして作しまこ
て侍とひうく作こまく

秋山よもうの滝のもるはけちやうん

文屋康秀

先祖ましかの
す作者部類よ元
慶元年縫殿助よ
任すはり古今集
ハ春河掾はり
文屋の姓ハ姓氏録
ハ天武天皇の皇子
二品長の親王の

吹うれば秋の草はの
しをれ（やまとうたにあらず）

古今集秋下よ出くこれこれ乃ゝ此の歌
はもの是貞のみこハ光孝天皇第二の皇子
歌のこ紙ハ山風うの秋の草や木のおもむきれ
もおそれまして其山風とはしゝ

[illegible]此歌古今の序ニハ野ニ[illegible]の草木の[illegible]を菅
家万葉集ニハ[illegible]秋の草木の[illegible]
[illegible]秋の[illegible]
[illegible]
人[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

文屋康秀の話

此人の[illegible]先祖も[illegible]
[illegible]の古今の序ニ[illegible]

おもしろきあき人のようもあきなひ[illegible]評せり[illegible]ころハ康秀の
歌ハ[illegible]衣裳のごとく目[illegible]
歌の姿[illegible]
さハいへども歌仙の一人ニ定められ[illegible]常の歌ハ[illegible]
[illegible]文彼集の真名序ニ文琳と[illegible]文ハ文序の一なり
[illegible]琳ハ康秀のなまり[illegible]
清行ハ三耀と[illegible]平の定文と平仲[illegible]三善

菅原氏ハ代々大枝を書たり。参議従三位音人つよりて表ぜたてまつりて大江と改めらる。其よりて千里といふ。官ハ伊与守。特ち式部少丞大学

大江千里

月見てちりにしものを思へば
うちしきる涙の雨の
秋ぞあやなき

古今集秋上よ是貞のミこ。家のことせの秋ぞ
歌のうちハ月ぞ。いろ〳〵まさるべし
されど世界一統の秋ぞ多くの秋ぞ
かなしきもよし

大江千里の話

菅原の大臣の孫。大江氏ハ代々大枝を書たり。参議従三位音人つよりて表ぜたてまつりて大江と改めらる。其よりて千里といふ。官ハ伊与守。特ち式部少丞大学頭。

大江音人ハ平城天皇の曾孫にして阿保親王の門孫。清和天皇の侍讀。博覧宏才のぶ。勅撰奉〻。羣籍要覧四十巻。弘帝範二巻を撰。菅原是善つゝ。貞観格式を撰。定めらるゝ。書の上表并に雑式の序。もと音人つの作。陽成天皇の元慶元年十月に卒せり。其よハ王淵千里春潭千古等。千里ハ第二。よりて人。又の作。と絶て文学の才。殊に和歌。せり家集并に句題和歌百二十首。漢文の序。其末。寛平六年四月廿五日。散位。

上大江朝臣千里。〻。勅に依て古人の詩句を搜。の序文。月。の欲も白氏文集の

蕭子樓中霜風夜秋来只為一人長とよめる句まことに
一しほ家集に伊予の国にくだりて
海山のめぐりにかすむ月かげを都にいかで
とよめる伊予物語にかなりしかの
同集に罪なくして人のうたがひをうけて
頓武部大輔のりとまさ
都をばけふぞ出でしかのわれを
千七郎兵
古今むすびてはやくいかそもそん
とよめる贈合にて千古八千里の勇しにて
其の国史にくはしくあるべし

菅原の姓は土師なり土師の
古人宿禰光仁天
皇の時大和国
菅原の里に居す
伝て土師と菅原
改む菅家所諱
道真字は三
小名阿呼参議是
善の第三子
身観年中文章博
士より教官を歴て
延喜中右大臣の
任せられ

菅家

きみをのみ
千向
うらの
古今集羇旅部に朱雀院なりし時
向山くよりて宇多天皇朱雀院
所殿にうつりせたまひしはなりふとのきこしめ
供うく手向山くよりもてるもの向山なりと

歌のこころハ今なん流ハ君の所供なるようて道しの沐よる向
めるも用意せうしと志れとする向山の法くたもけまうぬさハ
すれとちさ山のりしちうしきうしまうさうさ沐の所
らうまうせうめうまう流しけまうせうもしぬうもハ沐
さうくうくうもう帛のゆしまくハ随意うてんまうせうもう

菅家の話

醍醐天皇八宇多天皇第一の皇子ようく所母ハ勧修寺の内大臣高藤
ムの所女承香殿の女御とゆもまる也元慶九年正月朔日の所誕生
ス寛平九年七月所生十三ようく帝位を即せなまう其身ちめて
群書治要ようしてゆまひ学問を好ませなまう沐明をしやすひ
仏教を崇め人民を撫し式條を定め非をぶしはもりひ政ムを

先ようしなまうれ四海平ようく都ハ面緑の笑なく国土ハ
炎旱の患なうし此帝ハ常ハ龍顔所ようちけるようぜセ
おりまう其故ハ所ようしの人のきうしふまめなうふ沐ふしすうし
ようちけうけきうけうきうれるものひうけ色ハ大ふの法をもば
おくようう作せうれうくうくうムる慈をうて民もなく根押ようむ今
なううし又冬の夜の雪ようけきけうもうもうもう国土の民ようの
さもうめうてうもうもうの所ムをぬうせうりまう押ムうせなうし
なまうひうりうかうも聰明の帝うてうりまうれうく道真公ハ相並
ひうく沒ようけうけうもう博学徳ムの道真ようく放蕩所ムの
ハ平ようけうれうもうもうもうもうもうもう是非なうれハ平公の臨ムのようを
武時ハ平公の方ようく人ようもうすうもうて今の世ようを人のゆうハ
法なうれうもうれうれハ平臭ようんようりまう人ようやうんう今の世の人

[illegible]ハ殿の所伯又大納言國經の所の方のうしけなまつけなりを時
平すなわち其日彼伯又國經の[illegible]方遠へよまわ[illegible]
されもを伯[illegible]しくさまくに誘なりく行幸也[illegible]
なりく時平第[illegible]種宴
なりくに伯[illegible]琴[illegible]
[illegible]の宴[illegible]北の方の見参に入行んとやされもを伯[illegible]
[illegible]の方[illegible]
[illegible]平[illegible]夫[illegible]時平彼[illegible]
[illegible]貞文[illegible]
むひくらひの[illegible]の方を[illegible]
[illegible]酒[illegible]酔[illegible]
時平彼北の方[illegible]車に抱きのせ[illegible]

[illegible]北の方[illegible]尋[illegible]先[illegible]時平[illegible]
[illegible]身[illegible]悔せ[illegible]北の方ハ
業平の孫[illegible]在[illegible]
[illegible]時平公の家[illegible]
[illegible]時平大納言道真共に朱雀上皇の勅[illegible]
時時平二十七家道真五十四[illegible]
土師[illegible]人其[illegible]清[illegible]博[illegible]
代に[illegible]天[illegible]清原夏野并に諸の博士[illegible]
[illegible]其[illegible]是善[illegible]家業[illegible]文章博士大学[illegible]
[illegible]此時禁中に大学寮[illegible]東西に書司[illegible]
大江の両家[illegible]諸[illegible]教授[illegible]文学[illegible]
[illegible]是[illegible]孝経[illegible]其外経書史類[illegible]講[illegible]

帝の師となされ侍参議まさね卿は菅原相公とて世の儒宗と
仰られたまへり是若つの家ハ禁裏の南に在り菅原院とゆきて
是善つ第三の男なり道真字ハ三くわせ幼き時より祖父清公是
善卿に伝来の学業深けく儒道に学ひたまて聰明の生
質なりしかハ文徳天皇の齊衡二年道真十一の春又の是善一
句四恵臣しいにしへ詩よ名真のオ乃ほ紙試ミ せんとしたまへ
しく うひ春なり月も咲く梅もおりうるまさるよりて作て
うひなまなを人やとわ花ハ真しらめ作ル

月輝如晴雪　梅花似照星　可憐金鏡轉
庭上玉房馨

又其頃都良香しいと学者ハ道真良香ハ遊学したまへ
りう貞観十二年の春の時良香の家に人々射りしに初ひ

たまひれを人々ひりハ道真ハ儒家のなれと常よ能とも
聞とむす学よのもとにくらひ侍るりれてやまも
知たまへりしかとそひく試よ侍ら射させんやとれを道真
やそら場に出ら矢をしく侍るうち養田
基ら射つまるかくやをんとおりしうするなれ放ち
たまへ矢ひ的とあ出さりれを良香ともあく一座の人
奇矢のおりひをなりて清和天皇の貞観元年ゆ十五ゆ
そんに服せ出回しき四年ゆ文章生ゆ挙ら出下野権掾ら新せ
ら回しき十四ゆ侍ゆ廿八の冬月侍ゆ母伴氏方まうりなまうり母后ゆ
よく親とよりなまて道真侍ゆ従の夜よりせなし弦拾遺集入

久方の月の内もわまうてうれ
月の桂とわるとまうまうの故ハまく学ゆ上達しく天るう

めぐらすと折挫とりて是に真の元服をなしひく学者と
成就し菅原の家風とよく世に廣くしられきまいれり
教訓したまふし道真甚はなはだ幼なくして是善と学九歳なりしか
八月晦日に作文是善と相並べて
つの着したまふ書八家集十卷文徳実録十卷を都の長者と
共に撰せしむ又勅して奉しく貞観格式を大江音人と共に撰ばせ
しき其ほか道真寛平四年に渤海国の使者四十人ばかり宇多帝の勅して奉し
類聚國史二百卷を撰ばせしむ遣唐使を定めらるに道真を
大使とし紀長谷雄を副使とす此時唐朝も亦
なりく昭宗の景國年中に大乱の折なり故此度の遣唐使を止め
らるべきよしを国年の十二月渤海國の使者表文籍よりてのよ
しを道真ひとり此見て白樂天の風骨いとよ

称賞せりとて寛平六年九月の頃道真五十になりたまふ門人
たち貴きも賤きも吉祥院に集りて酒宴をしけり賀セ
らるるに一人の老翁ありて沙金一斗ばかりを置く何ものとも
あらはさず賀延の業の子置く何ものとも知らず急きて立ち
人々これを怪みあやしみて道真甚だ其文言を菅家の
門人たち五十の賀を祝せしときけるとて其の金を賜り金ハ
人の軽しなを祝表一卷ハ人もかるるかしこ
祝ふ表ハ今の所なほ当今の所なほ
ちうちう又曰く七年三月廿三日延喜帝に春宮に立り冷泉
下されて曰く我聞唐土に八一日に百首の詩を作る人ハ才智
なりひとりして七歩の跡と作ると志しは一時のうちに十首の詩を作
へしと題を賜ハる其日の酉時の初まりに作りて

送春不用動舟事

若使韶光知我意

今宵旅宿在詩家

これも其中の詩なるべしとなほ大納言公任朗詠集に採しひられたり

又次の詩なるべし今昔をけいかりて二時の中に三十首他にくるしやうひ

なき人に昔も今もうるはしうのしるもあひるさて向き九月れ

五十二にうく枝大納言に任せしを左ねと兼らるさけ時平も大納言に

任せしを道真左なしひとなと執行れりし

此大臣の官なるし庶民納言にうくれしを今年七月

三日宇多天皇御位なり太子敦仁親王に譲りなしひ朱雀院に

事を院とかりしに御位なりしに

なるしけるを敦仁親王はなを醍醐天皇とも延喜帝とも

奉二年時平は左大臣に任せしに時平は放蕩

道行の人なれども昭宣公の姫子にうく代く大臣の家柄なりれを當今第

一の位定めらるを時平の妹君は當今延喜帝の后なりせしまりて又事の

外祖父高藤公は光孝天皇の御子なるを大納言にしるを道

真は儒家より起りて左大臣に任せられ

其位に昇光孝の御子の上にまんを恨りけるしてて

平を表なるにうく右大臣を兼しなりしに上皇も今帝も御母

なりしに幼主に輔佐なりしの所なるを無上なりしも御

ゆしなりしに時平の道真公を讒せしに起りは昌泰二年

四月三日延喜帝上皇の朱雀院へ御幸なりしに

時平は左大臣に任せしに道真は右大臣に任せ

て後に執柄なるつけてはさあくまらひなるのをえんとこひ行れは

いつまで人とあらせてんうぬ慶為めなりしに時平

ぜんしゃ
諸者は古況利
賢人君子
悪を悪と
慎めふの
うしびや
雑談
一言これば死
ふー。世官公西
鄙の
一句一章
孔子曰。
伯夷叔齊ハ舊
悪を念ず。
彼の
家後草を見て。
ちゝをあるべし。
二君隠作
孤に
悪人あらば

大職冠九代孫にして昭宣公の一男たる正れ后の兄となれるもの
三十にして其身の才心の深なるも右大臣真夫に劣れる事
重代の執政なれば聖人の教ひ奉徳を半ば熟知の任
にあるとて両皇の御前に道真公詩
とり作せ下れ道真大臣なれば
やうせなきてさすがなるべしなるべけれ
ば真と名をつけるものなれば
座退れ道真両皇に奏りけるは今日
詩作りとて春生柳眼中と
こひけれ今日名の青ハ
詩を時平もりの作くるに
緑の外に両皇弄る所
つるに時平公のりき例に
ゆハ寒れ後なりしかるに
子美の深言ハ道真公ハ
荷擔せ人ハ先て定國て
称陰陽寮の官人種々の
方に山野ハ定め壁術
昌なり菅原定國ハ家
下に行る事会ろ
これの人と交ハ
聰明にして道真公の
時平公の妹なりて内外に

両皇の作せ
羅義
義
義

をす昌泰三年二月廿五日道真公の右大臣の官職を停めく太宰権帥に
左遷せらるる宣旨下りぬ時年の流せる涙は
うらめ朱雀院の御在位より當今敦仁親王に譲りの事ひ
ける時に親王より譲りの事ひ
君に仕へまつるおりませハ位とゆりしせたまふ
さ仕へまつるおりませハ位とゆりしせたまふ
のち位なる今ハ位ゆりんとのたまひ
ゆるまつりハ去る時命をまつりんまもるべんとうく
其時ハ去りまつりしまあれ
さく先に亭に院去く位をゆりたまひ時道真押へ
とあなつしハ君の位更世の親王ハ道真の女の腹より生まれ
なれを直真の心底ハ彼親王に仕へ即なまるべ入りて

天下の政に関と成りて位をゆりしまつる
十月の頃文章博士三善の清行ひ
道のまつけく考へ明年かれ
顕職と辞して閑身に成りしなり
天下こぞりの人ハ我身の災に逢んとて職に退くこと
ゆ清行の流あ例ひなまの寸果く今年の童の謡に
うるまたまひしう歌うれしさ法の名ハ人ありう明達して
書に衆藝に兼通ありの真公の御子ハ福の人なり
愁ひくかるあれてかて道真公はうすも左遷の宣旨と
下ぬれを悲うく憂すく亭に院へ
なれ
法皇に欲に仕へく御涙ハ

[illegible]
近江守ふませたまひ上西門より豊楽院真言院とおとこ清涼殿に近
のせたまひくかくしてせ作せ立れ菅根の長蔵人[illegible]
普殿上の庚申の夜の所遊よつ[illegible]
[illegible]れハ[illegible]ハ世の中にうきまれ[illegible]
木のもとをやすひたまひく各の山のそこ[illegible]
らせたまふ道真公ハ勅宣をうけて男女の所ゑ二十三人おいせ中よ
男子四人ハ四ツ国方へ流されたまひ[illegible]
[illegible]
さて紅梅殿よ[illegible]せたまひ梅[illegible]
てうかう

こちらはたひとせ[illegible]

さらに[illegible]
[illegible]
[illegible]

西府八人名りあるもの[illegible]
吳國より[illegible]
日[illegible]

夕[illegible]やまもたのりつかけるうりまうれ
又いのあのうりる

いろのうるうるうる

紙鳶は手繰りて。憤り怒る。
蒼公のめき雲貫。寃ふ伝て
西鄙乃麓を歩む。
公そ死ずとの
ごも。天うんを
憤くり。
土ぢ
宮殿ゴ
霹靂
ぢ。
動ふ
舟ゴて。
船に
出る時。
加茂ずの
洪水止ず
地とふ。
島徳ず。
天の怒り
宥ん
必せ事

まうこせしは他ことに非殺人菅公にて薨じたまひ
ぬ故なき事なく災害或は雷電霹靂して世の中暮ふこと
うういたらの音なれども人肝なしひとくなきて死まひなし
られ今罪なき菅公流罪なるよせ事なるのたことなるこ
とせ或時禁中に雷落おひて清涼殿のうちに時平
公一人太刀ぬき虚空をもうひく朝廷に仕へまひ時平次に
おいせは神にかりたまふもなかりもうれよ所をおきたまふうんとて
なからまし帝おうまもをめてはけ房信公の上宣旨を下し
うは禁裏へ中ゐ出よ明らの洪水はうるゑ陸地のめくみを
通らまし中ゐ中の怒に成らしかなのまくよそ
まりたまひし延喜八年の十月の頃や菅根朝臣はけうられたま
へ同九年二月時平公うちかたまりなまつさまくの所行のあ

の一男八条の大将保忠に其才の中納言敦忠なるつきくうあきうた
まひしは時の人こうれとも菅公の所業にしひさるひけるうれは
延喜帝も菅公を左遷せまひしかは所に悔おて延長
元年に道真公を本の位に復し正二位を贈らせたまひ大富天神と号
せしまし四人の市まの流罪をゆるくものの位をうれ左遷
の時の宣旨其外左遷一件をうれる文書をもくく焼しかは菅神
の霊を北野の社にうしあなまひしに同き八年二月廿二日清涼殿
坤に大雷落く大納言清貫のうしのきぬに火つきてもろひ右中弁希世
朝臣八重垣けく倒れ是茂納言はうに取くけほうにうちうに疏こ
うれ紀蔭連等八人をうむせひく同絶しれをいく菅公のたうこ
なるうしせうひうとうに其性条院の正暦四年五月に菅原幹正

筑紫の安楽寺に住ませられ給ひ、此幹山の
道真公の曾孫しさて今年の八月四日に祭礼を設けさせ給ひ
はくろ迄例しく諸国に漸くに社を建或は像を畫きて
天満天神と称奉て二十二社の数に入られ給ふ又四年の十四日に
菅原の道真公に正一位太政大臣を賜せ給ふ又い
ひの住吉に安楽寺の末社に天満宮と廟号称せられ
宮の字称する伊勢八幡二所の宗廟に同きそ号し又うの沖
徳院に聖廟と号せられ貞系篤信の筑前續風土
記に又漆桶萬里の帳中香巻二十に本邦口傳に白く筑紫
宰府の菅丞相祠堂の額に扁しく菅丞相霊廟の五字と懸く
神夢の中に託しく曰く我はり謫官して斯地に寓す霊異に
よく丞相等の号称也時せ給ふる廟の字は二人の下に朝
廷の朝の字は宜しせす幸に廟の古字苗に今より
は我はあに苗の字は用ひす神託にて
いに又此外に神霊託宣の数ありと天慶五
年七月十二日西の京七條に住せし賤のむすめあやこといひしの託
宣きしく我昔世に住せし時右近の馬場に住て都の
東に勝れる地なり西の海に道の深を蒙る
なくさめは初瀬にまくらはねせしめと託宣しなまひ
りれしあやこ才のほの賜しる社をもえたてす紫の菴のほ
ゆりをとむすひく五年に間にうめまねせりる天慶九年六月九日
うおほやけに北野に移しなせ給ひ又待賢門院の
かけ時女房の衣にさそうりとにさまれりる女房七日暇を

かけく北野よりうちくさまつりける

おりひいのやなさんたのまいりきと申人神よなる事昔と

とゝみさうれと其日やうくもきしきし半物のかぬすゝちら

まはしの袋をいてきくもゐ院の御前よりひまうりうそ又

治部つ直後の子よ世そ事の阿闍梨仁後として貴きくむしりそ

ふ或女房多和流よ仏仁後女心のけうしと僧言ト云ふる仁後

やすうすおりひく北野よりうてようくうける

けうれも神うしなりみん人のうちはかも

ゝまうり時の女房れなるのそうま物腰よまひはよ錫杖

ゝて仁後よそうゝとひつけるむうひまて狂ひおうれい院

直ゝくかぜうり仁後をめしたくきう作せりれい仁後の女よ僧

永せゝれりはゝよきやうあうう仁後入道しよ沸ると

引せなまひろうよ種ゝの禄とうなまひり又承保二年の頃や西七條よ

ゆゝしき銅細工人けうう女子二人おくけうしの十四十二そうそも

うゝひうるまよ共とつうれんうるつとくそのく夫ようすく

や置けやうけれかこうまものけうんけまて中母よんせれ

まなゝ法くまてうゝれなりうとと奴ア置ゝれるすれく

いくけうなく妻はまけうう今も昔もなるぬ中のなゝひうそねの

の妻きむすめとけなりちるゆくゝ或時四五月ゝ頃はゝ苦しい余と

うんうゝうしけう継母のりきは紙うめくおりしく姉妹北野ゝ来ア

幾ア夜りう晝夜涙はは流しく天神たけうせなまて愁ひかて失よ

母よ孝養報恩とうせ女才なゝ余はめせうゝけうさうほゝうは

詑宣けうゝうく折節回しゝ社ゝ参詣しゝうり播磨守有忠し

りよんおうきく姉は呼ゝ其故とうひき平うく法ア入りて書

しかうして妹と夢に告げていはく
たゞいまこゝに父母の孝養を致りしさまはかやうにこそ
在柄縁起北野縁起等の古き巻軸のせう又俗説に菅公の所詠
なりしとして梅ぬしひさしくかへらぬ秋の夜は源平盛衰記に
曰く昔泉の大夫京風にはなれ紅梅殿
しかれども風ふかなしの梅の所のこゝろ
る例しなく一夜の中にあれ侍源順こゝ
梅ぬしひさしくかへらぬ春なれど
又榻鳴晩華に曰く昌泰四年正月菅丞相と太宰帥
配流せらせなひとりかとこゝろの春秋と
そ忘れさせたまへ梅花とものいはぬ
徐しくまひしはば梅ぬふ花去く配所の
夢の告げていはく都人ぬしくとこゝろ
ぬ西府の花梅ぬしんなき年
ぬまて別れ所をこれしこれ甚だ
ぬしなん去る所ぬ
梅ぬしひさしくこゝろ
そこゝろ都の所にて西府にはせこれ
抽又太宰府安楽寺乃ち筑前續風土記に曰く天神の所廟地所安
楽寺といふ天泉山廣院と号すれこゝ菅丞相を葬こゝ
菅公の所社安楽寺にこゝ
名融院の永観二年此所社の中門一宇の廻廊あり又曰
常行堂宝塔院所建ら皆是勅命にて仏せなこゝ
書勅ぬ堂院多く仏こゝ
逐くつゝ繁栄の雲霞こゝ

鶯啼て御祭車ハ毎年正月七日夜
歴の剛坂糸清の老の男女求めて例の
鶯よ鳥と例へ生ひ袖よりくし鶯かくと
旬て合て双方より取結ぶ其中に
社頭にて鶯出るを見ふ初るは
幸福あるとて鶯ひろ〳〵ぞ生の
茶阿ぞて遊鶯の式も有ていとふ〳〵

和漢三才図會曰鶯正字未詳扶桑於鶯頭真
黒而頬至頸際紅嘴短而黒背胸及翼尻青
帯微赤羽尾黒其声山滑而短鳴時隨声而
脚互拳如彈琴搖手故俚俗称字曽彈琴
或以形畫声艶曰宇曽姫雄呼晴雌呼雨
大和本草ニ雄ヲテリウクト云紅ヲ雌ヲ
トヒアカヽヲヽ其声如嘶ユヘニ名ツクヒヽ

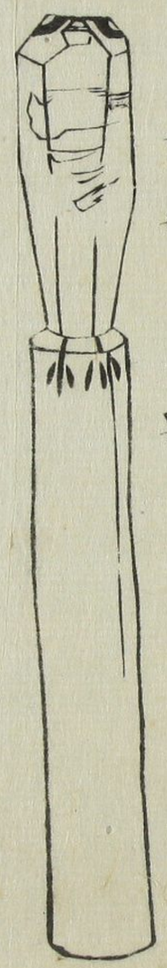

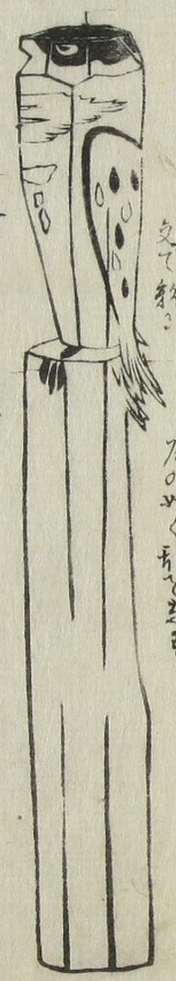

字曽加へ社頭にて
鶯の
墨
墨
墨
墨
墨を
交て
彩る
スミ
スミ
スミ
けづりうけて
筆の如くなるを
墨
墨
墨
墨
墨

祭礼行ふ事は堀河院の寛治二年九月の中納言匡房太宰の帥督
行く下りたまふ四しき康和之年の督憂想のあ初め安楽寺の
御祭礼と初ひ八月廿日神輿作とりて御所さ移しやる廿二
日神輿宰府より帰りたまふ僚官社司皆るふく供奉す宮院の南よ
頼宮にて神輿とりのそちよ休めく御所其所の前ゝとなり上皇日
小宴所にて夜更く才子ひきく宴席とのこれとあつの竜宮と
ゝて神徳奚選年ゝ以也所祝ゝ講せゝる席とハ都督匡房
たまふ御祭礼年所行く御色所ゝ御色所ゝ
今著衛集ゝ之ゝ今其作法廿三日の晩ゝ神作とかゝ榎寺の作法
所ゝ所ゝ入て先ゝ日満乗院ゝ齋戒ゝ神作とさゝて時
ゝ内外の燈所ゝ清ゝく越殿楽を奏すゝ檢校坊白當坊も
たすけくゝ作ゝ事ゝ真ゝ神輿ゝ日ゝ作社ゝ出ゝ社ゝ出ゝ社ゝ燈

凡二十八神輿の法先ゝ丈人ゝ人ゝ馬ゝ駕ゝ先駆ゝ
御先ゝ御神ゝ丈人板ゝ女ゝ其次ゝ童子二人烏帽子素袍
馬ゝ馬ゝ歩ゝ代ゝ駒形ゝ先駆ゝ童子二人ゝ
烏帽子素袍ゝ歩行ゝ榊ゝ枝ゝ唱道ゝ
其次ゝ丈人御笛ゝ神輿ゝ御先ゝ御神輿ゝ駕輿丁十六人
ゝ左右ゝ松明ゝ龍ゝ
者二人ゝ者四人左右ゝ神輿ゝ
者ゝ者ゝ楽人等神輿ゝ
笛大鼓ゝ榊ゝ御社ゝ板ゝ
神馬二疋ゝ五別當ゝ供奉ゝ
馬ゝ其外神人ゝ
ゝ日ゝ人ゝ板ゝ

秋まいりせ其日の未の時板ちの御出させたまひ天満宮の石の宮の森の
傍の殿に所入りて廿四日の酉の時りのめく作菓子へなる凡此時の
儀式餘所の祭のようひ様也しく静しく厳重なれハ浅ましきへ
きよりて国々の貴賤男女神輿をねまんて参りたる
者数しら春秋二度の大祭今を至て急なる事ハ
国房てうけめくりのみ也二月廿五日ハ作志日なれハさきそう
毎年の礼ていとも唯一度の作菓ハおろそかなるやうなれハ
又秋ハ無ともなんなん春秋ハ礼をなすべきなれハ例なれハ
なんて国房て勅願けく満願院を作菓の作りを造立せる也又
康和之年しハ僧院仁安之年しめく社ハ日別の神食なれ東
鑑六巻ハ安楽寺別當安能僧都毎日作供を調味すなるハ
いとハ安能ハ真のせもの今も物ハ其作ハ
大かう神器ハ一斗の作飯とりてく盛りて供物作酒なりて
凡十五饌三十六器神厨にてそれを調へ烏帽子白張ハ役夫
荷ハ物ていに祭礼のりてくかくて又幸祭てを毎ハ月廿
日霜月廿日ハ夜ハ冬社ハ食なるなるハ其夜ハ
冬の作衣をもいてしてをまりくみきをたまりぬ此祭ハ
ていうのいうんきすハいしハ作神のためをしハ四月の宴ハ
ハりハ四月廿一日の内宴七夕十月五日の残菊の宴ハ凡此日ハ別當
以下社人ことくてあるいのの歌と詠しハ人作ハ献してハ歌人
結の会ハりしハ作神ハ極めく風雅ハ和りきれハ神の作
心を慰めまいりんあなりて国房て早春の内宴ハ安楽寺の壁面
侍てく詩なしひハ序ハ作ハ其序文ハ續本朝文粋ハ出りて又
康和四年の春国房て安楽寺て曲水宴をハれりハ自序ハ

らゝ其詞ゝ曰く

荒ゝ女廟荒春竹添一掬之涙徐君墓古秋松

掛二三ゝ人之霜

此句披講のせ所面白く動せしゝや其夜匡房ゝ都ゝゝ嘉永二年ゝ又都督よりなりて或時匡房ゝ宴楽ゝよりて五言の古調の詩一首作ゝ九四百句ゝ日本ゝ古今の大吟ゝハ失これと称ス又西府の詩一首ゝ三百句の五言なりゝいよ續本朝文粋ゝ見えり中頃乱世ゝなりしゝ四海の宴もゝく久ゝゝ絶れす今ゝゝ七夕和歌の会のゝゝ残るゝ廿五日ゝハ歌の会ゝ社頭ゝ月次の連歌ゝゝく年月ゝ忘るゝなし又四ゝ年毎ゝ結夏の間ハ五日ゝ一会ゝく連歌と詠す正月七日の夜ハ先酉の時ゝゝ連歌ゝゝ其次ゝゝ

かゝめて鬼ゝ名つけ堂のゝゝを引まゝ結ゝたき松の烟ゝふすつて鬼ゝゝゝてゝゝゝ今ゝゝ絶すゝゝハ歌書する武蔵ゝ安楽寺此ゝ所ゝゝひゝゝ又ゝ心の香椎のゝ仏法のゝも昔ゝゝゝこれ鬼やゝひし年のゝゝめ寺のゝゝの道ゝゝゝ面ゝ象供をおさせ給ゝゝゝれゝゝゝ難鬼ゝ称ス里ゝゝゝゆゝく男女ゝゝゝてこれゝゝゝく鬼やゝひす鬼ゝゝゝ此俗ゝゝゝこれゝゝ此故ゝ観音寺のゝゝハ此日ゝゝゝゝ元書ゝ見ゝゝ今ハ道ゝゝゝとゝやまさすゝゝゝ酒ゝゝ鬼ゝゝゝ祝言ゝゝ今ハゝゝゝ此伊社の祭礼ゝゝ太事帥ゝゝゝ其ハ菅原民勅ゝゝゝゝかゝゝゝ伊社の別當ゝゝゝゝ以て任ゝゝて祭礼とゝゝむハ媛川院の御時菅公九世の孫菅原善昇ゝゝ人おほやけのみことのゝて西府ゝ下ゝ社職をゝゝめ祭礼ゝ

[illegible]祝髪して信貞と号し其嫡子を信昇と[illegible]太[illegible]
[illegible]其子孫の家[illegible]其子孫相続て今[illegible]社務職[illegible]
延宝四年[illegible]可検校坊快鎮文学[illegible]
[illegible]して神殿の乾のほうに寺社の文庫を初て[illegible]
[illegible]して[illegible]なるやうに四方の國より経文その外もろもろの書[illegible]
[illegible]ろに彼の[illegible]れる寺社は南よむこう社前に池[illegible]
所[illegible]其間に中島[illegible]直指[illegible]寺池のめぐりに百八間九宮地東西
五十三間南北百七十間[illegible]都[illegible]
一夜に太宰府に[illegible]其梅を[illegible]称す
其木は種を植[illegible]今も寺前に[illegible]
なつかしけれ[illegible]人[illegible]
新古今集神祇部に[illegible]此歌は建久二年の春の頃[illegible]

もの[illegible]安楽寺の梅を折て[illegible]夜の夢に[illegible]
[illegible]に菅公梅をもらせ[illegible]ね拾集に家[illegible]
遠き所[illegible]時前栽のさくらの花をゆひつけ
菅原右大臣

さくら花ゆめ[illegible]れぬるものなりけんはるをしらせはやと
かく生前に[illegible]
左右に並木のさくら[illegible]梅の馬場と号す[illegible]永二年の秋平家の
宗盛[illegible]一門の人[illegible]安徳天皇を供奉し都を落て筑紫に
下る八月十七日太宰府に着[illegible]十八日平家[illegible]大臣
殿をはじめ安楽寺に[illegible]
[illegible]せられる中も[illegible]中納重衡
[illegible]さハ[illegible]

神廟は筑前
宰府にあり。
宗廟にかしこく。
四時のまつりを
らんぜ。宮殿は壮
麗いくばくかあく。
玉公方まつり
多信やごふかし。
寅ふ九國に
神靈ゆ
こ。信人の
まつる
あふ信ぞ

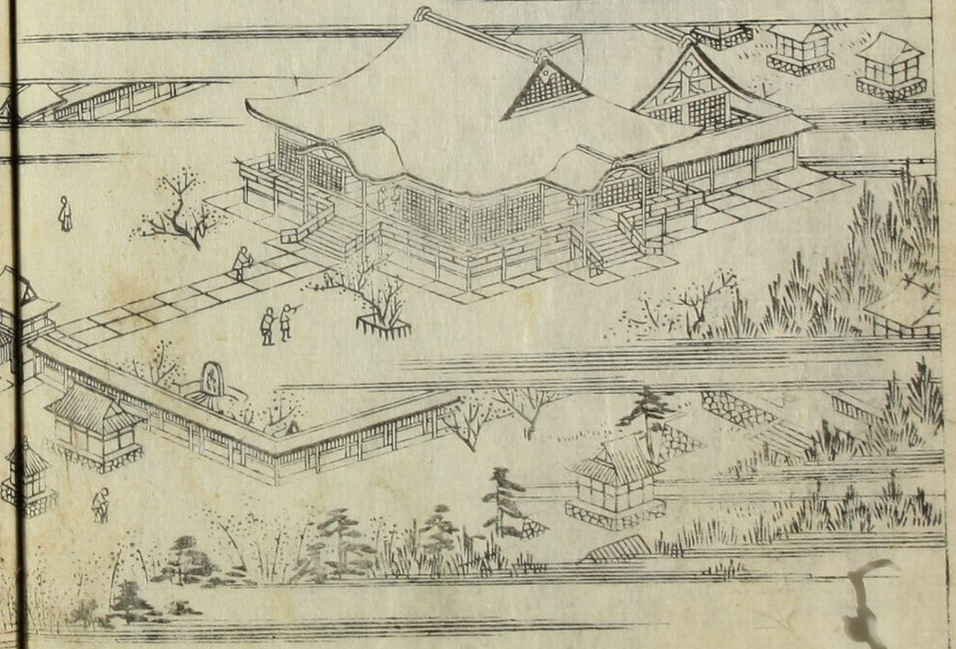

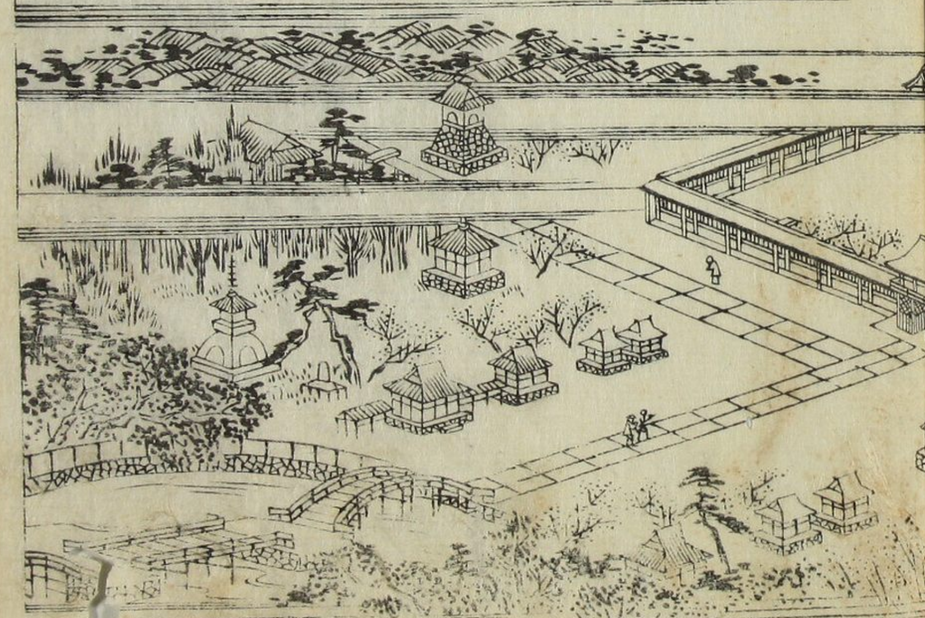

漢土ふ行て
多を考る。明の
薩て場が結ふ
つ

當後法現
神通
子男乳物一
和和
多る美弱雲
十月
觀音寺鐘一
声撞

かくようにはなくまちまちにしるしあるをあげしるし紙をあり

しいう按するに弥を盛裏記に皇后宮亮経ぶの作とやうにもあれ

玉葉集に重衡の作とあるを盛裏記の説はいかゝ中の分一さ

此所社の地は竜山東にひえ天判山西よりひ深川前にひう石

路川北にかう西にめぐく思川とかう四至院大城の山北にえ

たちすぢ城の駅南にひう右に観音寺ひう都府楼の跡太宰府の

官舎の地なり其西に佐ゝなり山川村里のりき林の雨をさて

えとこの所のもの物もこの物に佳境に鎮西府

今はなくて谷ばかり山ばかりの所社のわり事は故今も牧人

愛おぼえていとをなり一ひうめ霊地におのひうあれのひさ

たちも神徳のいてすれを世なるなりといひう山城の北野の所

社のすハ諸書にはきりかなれかこえいをのえ所にいき

まれに奉るに因り菅神の所霊なれを其所にもてひくいかにあく

作きなるべきこうし又上もいて聖廟の称号のあれとハ孔子の廟と

やへきを菅廟とは世に聖廟というさ中ハ年中行事故実考に

書に菅家を北野に祠に子孫世〻其祠に城なるり子曹神

なり紙に聖廟の号を勅許ひう其は天下にとく〻菅神の

像祠祭〻秋奠の遺風なるべしといひ

夕暮雲思情
然
燈燈挑
盡未就
眠

定方公勸修寺家の元祖良門の孫内大臣高藤公の二男内大臣兼右大将弘益の女と延長二年四月大納言に任せられ

三條右大臣

ぬれてあるもう山ハ
ほうそくもうれ
ぬ

はゝ採集恋之部なるとんなのりにはたらくうそ歌
うゝハ名おりのしゐ字ハ助字そんなり人ハ
あるとすると負てわるゝなりハ其山ゝ元ゝ
まるとそうゝ中ゝるゝ人ゝ方ゝ

あをとゝぎすを逢坂山八近江の名所そなりハ五味子とらの
実の乃なるしなりとハ葛乃書ほうなるなりとゝ
りのゆゑよりて繰ゝて切人の為ゝ世てあり又度ゝと
万葉ゝさ〇うめてなとゝめれをすきの〇りも度ゝて
いて

三條右大臣の話

定方公醍醐天皇の朝ゝ右大臣ゝ中納言山蔭ゝのむすめ
朝忠朝成朝頼ゝの子ゝ人の女子ゝ乃ゝれハ先帝乃
女御ゝとして承平二年八月六十歳ゝ薨せゝ一説ゝハ五十七歳
とゝ乃ゝ其家ゝ三條ゝ乃ゝ故ゝ三條の右大臣ゝ称せ

忠平公基経公の
四男母ハ藤正尹人
康親王の所むすめ
ゝ寛平年中正
五位下ゝ叙せれ
左大臣ゝ轉せゝ
同八年摂政承平
二年太政大臣天暦
二年准三宮小一
條太政大臣とゝ
又九山院ゝ称す

貞信公

をくやまの
おもかけ
みゆきなむ

拾遺集雑部ゝ亭子院大堰河ゝ所幸乃ゝ行幸
もあるべきところなりとゝ乃ゝ世たまへるゝ
奏せんとゝやくしゝ亭子院ハ寛平法皇の所ゝて
大堰河ハ山城の名所ゝて所幸ゝ行幸

書てもつかはるゝゆゑとハよめゝ陸奥ハ仙洞のゝゆゝ行幸ハ今上の
しゆゝしさゝ書のゝろハ寛平法皇大堰河へゝゆきしゝかひく
さゝ山のゝゝちかりきと所流ハ当今延喜の帝ゝ紀貫之
あゝゝ作せゝれゝと忠平公所供ゝそゝろれハ涙ゝゝ其ゝ帝へ
奏聞仕ゝゝゝゝゝくゝまれゝゝゝゝし歌の意ハ小倉山の
峰のゝゝちゝゝゝのてあゝゝ今日清涼の所賞ゝあひき
ゝて又當今もしゆゝ行ゝきゝゝ撰せられハ山ゝちゝかりす
ちゝもせすて今ゝのゝゆゝ紀ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
大鏡ゝりゝちゝもゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

貞信公の話

小一條の大政大臣忠平公ハ基経の四郎君し元慶四年毎の懐妊七
月ゝ幼少の時ゝ聰明の生質なりしゝゝ
事又の基経公極楽寺と建立せんとて其土地を歴覧しゝゝゝ時
忠平又ゝ同車しなりゝゝ所と指ゝて又君の佛閣を建
させなゝゝゝ所ゝゝ外ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
地形ゝゝ所繞ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
子ゝゝ寺ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
叙ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
撰せゝゝ格十二巻式五十巻の書ゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
承平六年ゝ大政大臣ゝ拜せゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝ今年六十ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
公の寿命延長とゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝ天暦ゝゝ七十ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

拾芥抄曰。貞信公
治元延長八年六
月二十六日。辭世歴
清涼殿之時侍臣
失色色。共心中歸依
三寶。殊無所懼。大
納言清貫。右中將
常世。尋常不
佛法。以兩人已
當其映。以是
謂之云
夫佛法みづから
三法輪佛のこと
ばなり。其ハあら

もがり。はしらる
ゝにあらず。宮中
妖怪ふるゝ。神
色自若。更ふ
ゝ。猶ふめまを
ゝしむこと。まよ
ふ英雄の資。
琴書の
徒は音の
ちからなきに
あらず

葬ゝ奉せ給ふ　九世の小一條の太政大臣とゝきかゝ法性寺の
葬ゝ奉て正一位の贈位追ゝ信濃公ゝ封せ給ふ貞信公ゝ謚と賜
り給ふ忠平公寛仁にして慈悲深く故上下ともに情まぬ人な
りし　在世の時兄の時平公仲平公ともに高官たゝし故時の人
三平と云ける又延喜帝相人を禁中へめされ太子并に左右の
大臣と相せしに時彼相人文徳彦太子をんなをもてハ陪客
負給ふ時平公とんてハ才智ゝ過ぎ給ふ菅丞
相ゝんてハ才能ゝ過ぎ給ふ福を今すゝ相ふ
いまし海せしよさ忠平の未坐よりおいてとの相人ゝ指さて
才智容貌兼備ゝ久しく朝家ゝ仕へ給ふ人ハ此人
なんとゝひゝる時寛平法皇ゝ忠平を称賞
なまひ給ひ仰せあ傾よりゝ忠平よめ給ふ毎ゝ忠平

公ハ菅原の道真公ゝ主ゝ陪中ゝ左遷の時も常ゝ
音信ゝ絶ゝなかゝす兄時平公ゝ陣の嫌疑ハ陪客ゝ
忠平公ゝ宣旨ゝ下ゝ陣の内ゝ出られて夜中ゝ南殿の陪
帳の下ゝ潜ゝ通ゝ給ふ節何者ゝ千陪大力の石突と捉へ
ゝ怪ゝ思ゝ探ゝ給ふゝ毛のむくゝ長くて
刀ゝ女の中ゝかゝ抱ハ鬼ゝ思ゝ給ふ
臆せすして抱ゝ給ふ故の勅使と聞ゝ給ふ何
者ゝ云ゝ給ふ者ゝ鬼の手ゝ大力ゝ抱ゝ給ふ
ゝ云ゝ給ふ
年ゝ云ゝ給ふ又忠平公事ゝ給ふ
母親ゝ云ゝ家ゝ云ゝ者ゝ給ふ
對ゝ西の妻ゝ

はゝ法性寺殿の西の條坊門烏丸の亭より土御門の内裏へ参内せ
らるゝ時此門前を通らるゝ度ごとに牛車の簾をたれ前駆の人と
下馬させ給ふ故人々あやしむ事細とゝ問ひ給へば答ふるまゝに
貞信公の手ずから植ら給ふ所なりと礼をいたすとのまゝ
(さて又山亭の四面の築土の上に瞿麦をひゝ植ら給ふてそこに
花さかせ給ふ錦はなにもまさるやうにはなの色もすぐれり
又忠平公の家の邊に宗像の明神の社あり忠平住給ふ時ある
車より下り給ふて社のおもてをなでゝ夜宗像の神義をうけたま
ひしより君を我より位高くて社の前を通らせ
給ふ毎に御とうやすらひたまふすのんなりけるとぞ
ぬ帝奏聞ありて宗像の神と西一位をすあさせ給ふ忠平所生五人
の太郎は左大臣にて実頼の御子にて小野宮殿と号し次郎は

右大臣にて四條殿と号し三郎は後五位下四保四郎は
四氏の大納言にて九条殿と号し五郎は中務卿にて和歌を好
給ひ家集を海人の古良と号し五郎は又左大臣四位の御子にて
小一條殿と号し西一位と聘せ給ひ又女子
一ところは先坊の御息所にまいらせ給ひ常に人の大臣たちのまいらせ
給ふ所なりて小一條の南勘解由小路に石たゝみをせられたる
所なり其一町のほとりは人の住まざりしとぞ

勧修寺家の元祖
良門の孫右中将利
基の子と寛平九年
十月昇殿せり
同十年四月讃岐権
守任せられ延喜二年
四月七日従五位下延
長五年四月十二日従
三位中納言同八年
十二月右衛門督と
兼承平二年二月
八日五十七歳にて
卒す

中納言兼輔

新古今集恋一に
山城の名所と云て流
れは泉は地名なり兼輔
てなり
又つゝみ河の水
はけまはけるものなり

てはとつゝみ河の水はけるものなり
れは泉はいづみなるもふかき
なり
又つゝみ河は水はけるものなり
とよめり

中納言兼輔の話

兼輔は加茂河の堤の下に家居せり
はは集に兼輔朝臣栗田の家
にて

ひさの山のやまのうもれ水を
又同集に兼輔朝臣北白川
に紅葉を
ひろはせて家にとゝまれと欲
の

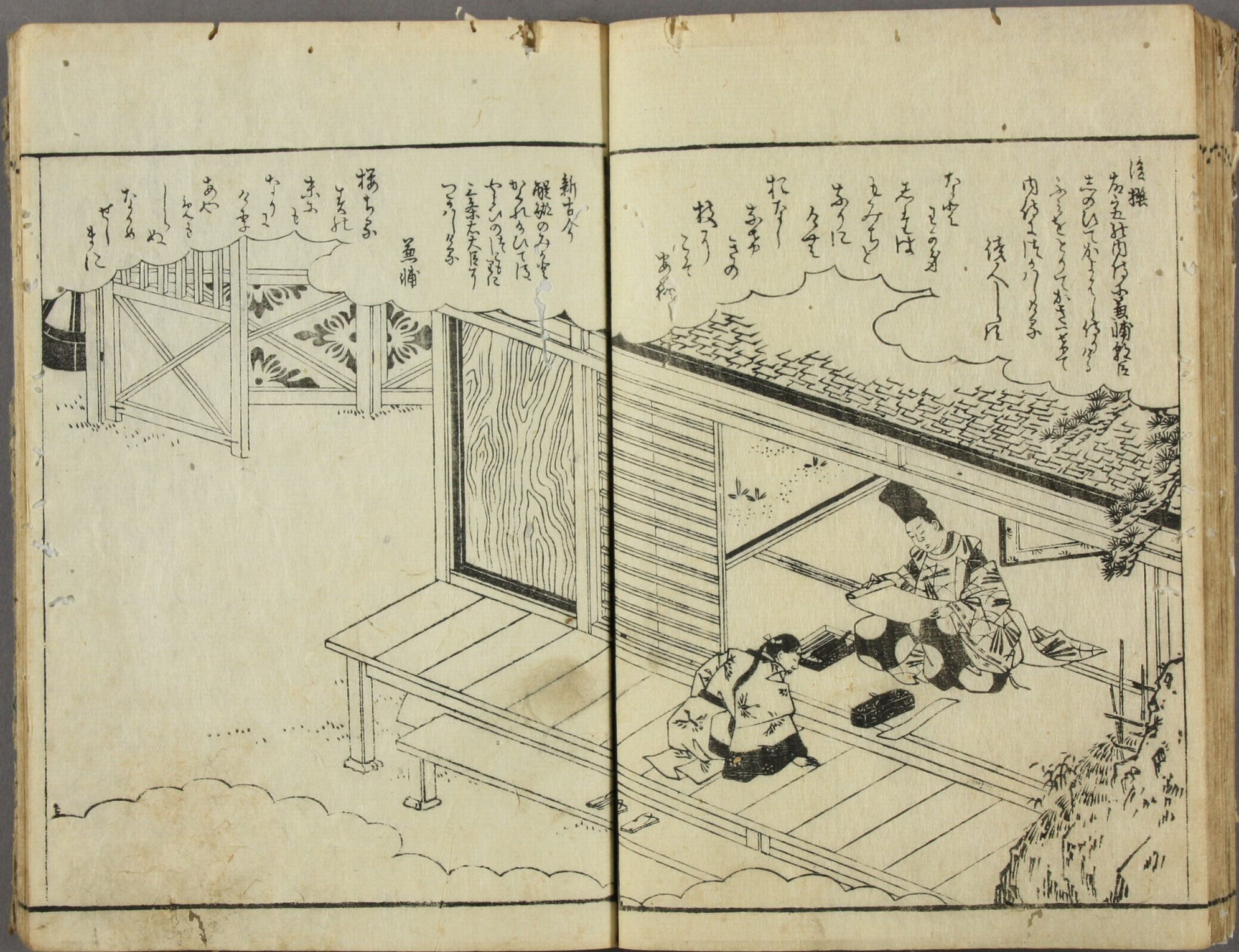
後撰
為五社内行幸萬歳を
さのひてかよろこび行ゆく
ふねをとゝめてかきつけて
内侍に伝ふる哥
後人しらず
なにはえの
あしのね
はるかに
なみを
わけくれば
みやこの
春の
はるかぜ
新古今
解脱のゝ
かれるひとに
やどりのほとゝぎす
二条太后宮
つゆのいのちを
萬葉
春ちかう
まれに
来ふも
なりこ
あや
ちえき
しぬ
なるゝ
せまに

植置し二葉の松はいかなる
人貫之より勅撰和歌集を撰せしめ給
ひしより彼集の序を
西廣西業なり

父は光孝天皇の御
子一品式部卿忠
王なり一説に仁明
天皇の御子本朝
親王の御中にて
寛平六年四月廿
四位に叙せられ承
平二年十月十六日
京大夫四位なり
天慶五年卒す

源宗于朝臣

やまさとは冬ぞさびしさ
まさりける人目も草も
かれぬと思へば

古今集冬部に
山里の里は
春秋なりと
花やりとと

人もいろまさりてよの情のいとなさそひけるみるかうてハ
のまれくよろこ人目もうえまもれそうとかりみるこうそよ
くさしうるまきあるく上の句つてうを万葉集に離の
家ハしくしくみく人目のうるはしくみるなるうらし

源宗于朝臣の話

延喜廿年国六月光孝天皇第一の皇子一品式部卿是忠親王の家
なりしく南院のうしろにまわりて山南院ハ四条の北壬生の西にく
山親王の家し宗于朝臣ハ山親王の所よりう大和物語に宇多
の院の花ざかりにうけ須南院の公達にれあけうて歌とし
なりしく右兵衛の督宗于のよれうと
まてこれそんもゆきすもうそれもいとしの花ハちる

しほりなく四一物ゆくよ南院のいまもみしいハ在原のしもゆきの
むすあしこ不ハ兵衛の督の君ハやうしすえりハ曹ふ
きうらくおりしよりれハうるかん
うるうあよ春ふ春夏のねもれうといそ咲ん
ふらうれのやうてもいとく中康親王の所よりなりとの歌ハ
あやまりまく是忠親王の所よりとつかはしさく

凡河内躬恒

[illegible]

[illegible]

[illegible]

古今集秋下ノ白菊の花ハ[illegible]ヤ[illegible]ハ[illegible]ヤ[illegible]ハ[illegible]ヤ[illegible]

躬恒の家より梅のみられまく春毎に花さかんとは人まつらむ

其花おもしろしとて人まつらんとて

ちやの花をそなへまゐらせ

是は世の人の為法なるべし

もみぢ葉は採集しの欲のあらはす法師のまのあたりの人の

任せてのほうきにて木の頭兼輔卿の栗田の家にて

引うしなひ人のむしてう老られぬものとうらめ

とうらうとを法師のまのあたりの人とは法師様のまゝ躬恒法師は四条

にてはのほうきを出るものとし又延長四年天暦河内の音の叶の和

歌と散位凡河内躬恒しるつまくろの月の日題九の如くに讀

人はかくかくかの人くはは法師一首はかれと躬恒は鶴

はのうらの外の一題より二首まくに献やめ其月の眉言

たるしめしはの世より三条の大相國檢非違使の別當時二條の帥

二人躬恒貫之の歌の勝劣を論せしに小三條の相國は躬恒とほめ

ら也二条の帥は貫之と誉ら也くたりひる間法師くにのうらに

ものとうるに人くもうらうるれは二条の帥すし白河院に奏すて

所批判ひるれる院の作は朕はそう勝劣を定むべきに

ものは後拾遺とも作せし也後拾遺は釣殿の後三條

相國とはうるものはめるうるの院の作せれ題まそうるの

うるは後拾遺はくたりひるなつまくちうなつまく躬恒とあれ

そうせはまなとはうるまされるを帥いふるあるおりのくるは

貫之とはおうるまるまるやうにも勝劣とあなてせあれ

後拾遺とめしとく躬恒とあれそうせなとはうるまれ

れとさてはは我論は負よまるまるなるとと帥はうるをく思れ

よしし躬恒の官位所書所の預とり文所厨子所侍すとも世
此所厨子所とは天子の所膳を設け司る所厨にくるやと訓す
字ゝく侍る業所とりあつ清かの納言の枕のまくらもくもの
つくりけからくしくとのは所厨子女とりまる同世侍る給
於き水汲むト女とりまる女とりまる所の名ゝとりてゆのな
らりまもしされい小仕とうも接客の充ゝ

壬生忠岑

あるとのつきあかし
おもかの花をうつすと
ものかとわかめし

壬生の姓ハ天足彦國押人の命のはし
ゝも出宗神天皇のはし
ゝもとりね世壬
生ハしよとむハ
壬ハ人のえとは
字なるよとうてし
とあるはしこ古き
ものて八壬生とふ
ふゝもあう源順の
和名鈔ハ壬生を
ゝくとる示布れ
とつけんろ

古今集巻二ゝ千ゝ歌の意ハ在明の月
夜の明ものと思ゝぬ人ゝ
ほゝう侍人のかゝ
ゝて人ゝハ侍ゝ

このこゝろのまゝにほいなくてこゝろあしけれど先夜のようそひ
ぶるまふく咲にほこるこゝろのはなしをもしらしを在明ハ十五夜ゆゑの
月をもてつるをみるこゝろのうちとけぬるとりてし咲
夜明けをとりもし

千生忠岑の話

忠岑泉の大納言定國の随身たる時或夜定國酒に酔て左
大弁の内侍館へ御更衣なくまゐりあそび怪
なるひのこゝろ多くつゝてこゝろあらぬ作せるめ
ぬ無けるこゝろ付忠岑定國の供をしてゐたりける明をおれ
階下よりさまのきく
かさきれるゝ女房の箱のうちとりけるこゝろ

しるべき此歌の意ハ彼家持の歌の鵲のこゝろ物知て箱のうち
ゆ欲うして此方へ人のかゆる箱の陰ゝ夜中ゝ
ゝ外へまゐりしにいてゝハまゐ
ゝ内侍館へまゐ
ゝ内侍ハ忠岑随身ゝてかゆる
人のゝ物ゝ感しまひ夜の明て酒宴
しなまひ其上定國も忠岑もいと物ゝ大和物語ゝ
ゝ和泉大納言ハ為時の大納言なまひ忠岑ハ近
為の従ゝ弓箭帯ゝ内侍ゝ為時と約ゝ
まゐりゝ歌集の長歌ゝ
ゝ身なるゝとれゝ為時の家ゝ
為つハ禁門ゝ為ハ禁中の間ゝ
清ゝ役ゝ忠岑左近為の番長なるゝとゝ為つの清

なられしるべいきとなりてあるし浜の秋の月方よりうさむきさせく
ゝきとり外はりもまれゝきとりとゝもまれゝさハ此はつの府生の陣ハ
宜秋門なる故し番長ハ撰集ゝもたゝ此のつゝひのとゝとゝけゝ是ハ
左右合せく十六人なりし忠岑又延喜年中禁中の歌合よりあけの
つゝ此ゝ見しよりの歌ゝなれよ帝ゝ其後とゝゝこゝ也ひ
所ゝ身よ擢て遂ゝ昇殿とゝゝゝれ所書所ゝ候せしゝ世貫ゝ筋
恒等ゝもゝ古今集と撰せしめ給ゝ忠岑嘗て和歌の十體と
ゝあゝ時貫と先師土州の刺史とゝ貫ゝ歌の
才よりゝゝゝ土州の刺史とゝ貫ゝ歌の
てゝゝ古今集の中の秀歌ハ此ゝ歌ハ
ゝせゝゝ時定家卿両人なゝゝゝ
ゝ後と第一のゝし奏ゝゝ忠岑長歌とゝゝ

康保二年まてなり（九十八第ゝ忠岑ハ
歌ゝ撰進の人なりゝとゝ
時宣旨ゝ春の歌ゝ
ゝれゝと躬恒ゝ
位ゝ也ゝ帝の御後と
ゝふゝてのゝ

初所書所の表を
所望して延喜八年四月大和
守に橘に任せられ
同年八月大橘に
十二年三月小監物
小任せられ同十五年
中監物に任ず
年四月中内記廿一
年四月大内記
延長二年四月従五
位下に叙せられ加賀
介に任ずる年
迄つとめ有り

坂上是則

[illegible]

[illegible]

[illegible]

古今集冬部に
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

打く殿上人なりひら藤原董之帯刀の長在原相如榎井清てなと
めされく蹴鞠せしめたまひし時是則もさ人数の内にくわくりくら
二百ふあまて連足よ蹴くしの塵されもしうは帝こゝのあよ
ゆでくくせしなまひ内蔵の絹をたまりしを西の方の裏書えふう
これハ是則さきくくして所書ふの裏ふし時のし是則乃
子切ま城ハして彼よほまれ所ふ人そもあさしまね採集の撰
者くくの人ら連しハ又是則の誉ふしあなへし

従五位下雅楽頭親
名宿祢の一男文章
博士四六位上延喜
二十年壹岐守ゑ
任せられ又出雲
小任せ〜〜

春道列樹

やまかぜ風のけふ
うしもなるあつぬ
りらなりるも

古今集秋下志ゆのみしそあふう志賀山越〜
り八山城の北白河の滝のかりより上ア〜く如意う嶽
越よ近江の志賀へ出る道しそ歌の意ハす山ほよ柵
みてゆ〜〜見ゆ〜〜れハ人のかけるもりしくよハ

詩ふ奥じ
禮に立樂と
かくと。和歌
を詩ふ等
たくくして。
樂ふ道あり。
楽をもつて
天地
を動
し。
鬼神を
感ぜ
しむる
ゆえ
なり。

和歌を
もちう。
賞誉
とは
もの。拳て拳て
かくて。忠孝ぶ。
とうたへる一首
をもて。
帥尹なれ
ちうちゆ感
ぶ。えん武の
不興をわすれ
ーそ。美ふ
今を国れ宝と
いへ。

うて風ふきけるしうの流ハ小さう清き水くゝ流れもぬ
ものゝ義素ちとみくまりてあゝみのやゝかりていうのうと
ゝし元来柵ゝいものハ川の岸堤なゝと小の角あ中ゝ枕とうて
竹束なゝ流ゝみつけくおくるし

春道列樹の話

春道ゝいゝ姓のゝハ貞観六年五月ゝ右京の人因幡竹掾正六位上出雲
門起ゝいゝ人ゝ春道宿祢ゝいゝ姓と賜ゝてゝ三代実録ゝ
はゝくも大和ゝ春道の森春道の社ゝいゝ名ゝいゝは列樹の先祖ハ
其所ゝいゝ出ゝ人ゝ

紀氏ハゝ建内の宿祢の子孫ゝ木の角ゝ宿祢木の臣都奴の臣坂木の臣のはゝ中頃木の字を改めゝ紀の字とせゝれゝ友則の父ハ一説ゝ宮内権少輔有友ゝいゝ又の説ゝハ紀有常の子ゝいゝ友則の官ハ寛平九年正月土佐掾同十年正月少内記延喜四年七月大内記ゝ任せゝ位ハ五位

紀友則

久方のひかりのどけ
き春の日にしづこころ
なく花のちるらむ

古今集春下ゝ花ちるを惜ゝ歌ゝ久方ゝいゝ天の枕詞ゝ空ゝ光ゝ日ゝ
ゝ付ゝて花ちるを惜ゝ春の
ちるやんゝ

紀友則の話

寛平年中に禁中にて歌合ありけるに友則左方にて秋の花の初句にて歌詠めとありしに講師一座の歌を披講するに友則の歌の初五文字を春子とせしにいたく勝れたりけるを春子とせしに右方の人々ひとしくひとしく次の句にかさねていはるるに今宵の秋音なしとぞ人々面目なくなりぬとぞ山陰中納言昇進して延喜四年七月に大内記に任ぜらるる友則は学問に堪能にして万葉の時古今集の撰者なりしに其撰集ぬしの内に百五十一首よみて辛崎の松を苦しうして彼集哀傷部に入れあすもまたあまのはしたてをしまれしかりしに

昌泰三年正月相模掾に任ぜらるる延喜十四年四月に十級進大掾に任じ従五位下を授けらる

藤原興風

海ならずたたへる水の底までに高砂の松もみるらむ

古今集雑上題しらず歌の意は海ならずたたへる水の底までに高砂の松もみるらむ

友こもちもはるるこさうる所今は注にとるべし

あのうの松のむらをえしきものなりこれもしかるべし

友こもちはすもりしかるべしは

山惣名とすれども八うきゝ侍しゆゑ
ゆくてゝしは欲のるゆハ播磨國のうゝ
ゆしるゆゝ所有うゆゝとゝつけるものなり

藤原興風の詠

興風ハ参議濱成の曾孫正六位相模の掾道成のよし二ゝ位上法
部の正しなりし院の藤太と号す興風の曾祖又濱成より
人ハ天書とり國史と和歌の式とを伝しゆゝ其和歌式と世ゝ
濱成式といつるゆゝ世ゝ後布すゝ天書も濱成式も伝ちし
ゆ書草くもりしゆゝ伝ゝりめるものなるへし

百人一首飛登與我舟 巻三終